

# 第3期加西市手話施策推進計画

加 西 市

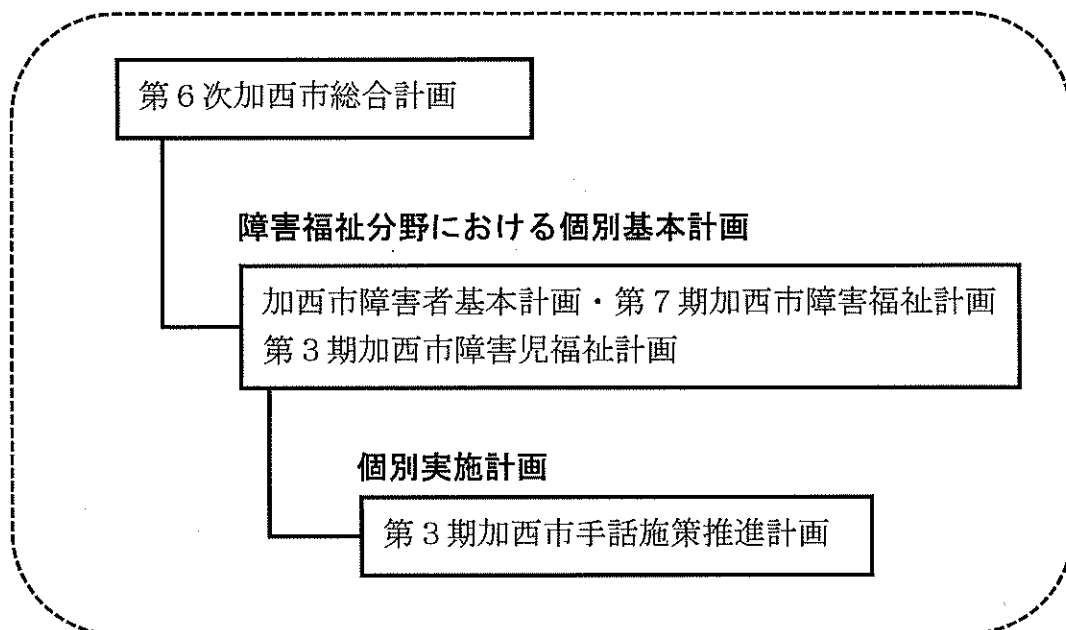
令和6年3月

## 目 次

1	計画の位置付け.....	1
2	計画の期間.....	1
3	基本理念 .....	1
4	基本方針 .....	2
5	施策体系 .....	2
6	施策の展開.....	3
	資料編.....	6

## 1 計画の位置付け

本計画は、加西市手話言語条例（平成28年9月26日条例第18号）第6条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための実施計画であって、「加西市障害者基本計画・第7期加西市障害福祉計画・第3期加西市障害児福祉計画」における「意思疎通支援事業」に係る個別実施計画に位置付けられます。



## 2 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、「第7期加西市障害福祉計画」及び、「第3期加西市障害児福祉計画」の次期計画の終期である令和8年度に、新プランの策定にあわせて計画の見直しを行います。

## 3 基本理念

手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を通じて、ろう者、難聴者、きこえにくい人等（以下きこえない人）ときこえる人が相互に人格と個性を理解し、尊重し合いながらすべての市民が共生できる地域社会の実現を目指します。

## 4 基本方針

### (1) 手話の普及・きこえない人に対する理解の促進

手話言語の普及は、単に手話言語による表現を覚えるだけでなく、きこえない人の生活や文化等を知ることが大切です。きこえない人ときこえる人との相互の理解を深めながら、手話言語条例の意義を広く市民に周知し、手話の発展に向けた取組を行います。

### (2) 手話を使いやすい環境の整備

きこえない人の生活やニーズを踏まえながら、手話通訳者派遣などの意思疎通支援体制を整え、情報提供等や手話通訳者、手話学習指導者の養成に努め、きこえない人ときこえる人がコミュニケーションをとりやすい環境の整備を推進します。

### (3) きこえない人の交流支援

きこえない人が孤立することがないように、さまざまな意見を取り入れながら、きこえない人のコミュニティを広げる学びの場や居場所づくりを支援します。

## 5 施策体系

(1) 手話の普及・きこえない人に対する理解の促進	ア 市民への手話言語条例の周知、手話の普及・啓発
	イ 事業者（企業等）への手話の普及・啓発
	ウ 学校園への手話の普及・啓発
	エ 手話を学ぶ機会の充実
	オ 手話通訳者・手話学習指導者の養成
(2) 手話を使いやすい環境の整備	ア 手話による情報取得の充実
	イ 手話通訳者等の派遣体制の整備
	ウ 市職員に対する手話研修の実施
	エ 福祉避難所等の情報保障
(3) きこえない人の交流支援	ア 地域との関わり支援
	イ きこえない人の学びの場を支援
	ウ きこえない人が交流できる居場所づくりの支援

## 6 施策の展開

### (1) 手話の普及・きこえない人に対する理解の促進

#### ア 市民への手話言語条例の周知、手話の普及・啓発

- ・市民や地域団体（町内会・グループ等）を対象に、簡単なあいさつや会話が理解できるよう、出前による手話学習会を開催し、きこえない人に対する理解を広めます。
- ・手話学習等に関する問合せ窓口を明確にするとともに、手話学習に取り組みやすいよう、カリキュラムの作成や、実施の援助等の支援体制を整えます。
- ・手話に対する理解が深まるよう、リーフレット、パンフレット等の作成及び配布をします。
- ・毎年9月23日の『手話言語の国際デー』にはブルーライトアップを行い、手話週間を設けるなど、手話に関するイベント等を開催します。
- ・各種行事等で、手話学習のブースを取り入れ、出前講座等のチラシを配布するなど、周知と市民啓発に努めます。
- ・市広報やホームページ等で手話の紹介記事を掲載し、手話の普及・啓発を推進します。
- ・図書館で手話に関する書籍の特設コーナーを設置するなど、手話への興味を持ってもらうきっかけを提供します。

#### イ 事業者（企業等）への手話の普及・啓発

- ・きこえない人に対する合理的配慮等に関する情報を事業者（企業等）に提供し、働きやすい、利用しやすい環境整備を推進します。
- ・企業等において手話の普及が進むよう、事業者（企業等）が従業員に対して実施する手話学習会等を積極的に周知し、講師派遣等の支援を行います。

#### ウ 学校園への手話の普及・啓発

- ・市内学校園において、園児・児童・生徒及び教職員が一緒に、楽しみながらできる手話の普及につとめます。
- ・学校園や総合教育センターと連携して、教職員を対象に手話研修を行い、きこえない人の生活や文化への理解、手話の知識を深めます。
- ・手話学習を実施しやすい環境を整え、手話に関する書籍を学校園へ配布するなど、手話を学べる機会の増加を図ります。

#### エ 手話を学ぶ機会の充実

- ・手話サークル活動に対し支援を行い、活動の活性化を図ります。
- ・手話奉仕員養成講座（入門課程・基礎課程）（※1）の開催を引き続き実施し、

これから手話を学ぼうとする方の支援を行います。

- ・公共施設等での手話に関するテレビ放送や DVD 等の映像を放映し、待ち時間を利用した手話の学習機会の提供を行います。
- ・図書館において、手話に関する書籍を増やすとともに、貸出を行い、市民が手話学習するための支援を行います。

#### オ 手話通訳者・手話学習指導者育成の養成

- ・手話通訳者養成講座(※2)、要約筆記者養成講座(※3)を引き続き、北播磨全域で合同開催し、資格取得を目指す方の支援を行います。
- ・手話学習指導者を育成するため、研修や勉強会等の支援を行います。

※1. 手話を初めて学ぶ方の講座で、入門と基礎課程があり、きこえない人と日常会話ができるレベルを目標とした講座(入門 18 講座、基礎 22 講座)

※2. 手話奉仕員養成講座を修了し、手話通訳者を目指す方が受ける講座(I~III講座あり)

※3. 音声言語(言葉)を文章で表現する『要約筆記者』を養成する講座(前・後期各 23 回)

## (2) 手話を使いやすい環境の整備

### ア 手話による情報取得の充実

- ・設置手話通訳者(※4)を市役所に配置し、手話通訳を利用しやすい環境を整えます。
- ・ICT(情報通信技術)を活用し、手話通訳者の配置が困難な環境でのサポート体制を充実していきます。
- ・電話リレーサービス等を広く周知し、きこえない人が活用できるよう支援します。
- ・市が主催するイベント等に、手話通訳者等を積極的に配置します。
- ・市が動画による情報発信をする場合に、手話通訳をつけて発信します。
- ・市職員研修として手話研修を継続して実施します。

### イ 手話通訳者等の派遣体制の整備

- ・登録手話通訳者(※5)を確保するとともに、手話通訳士(※6)の資格取得を目指す方に対して試験対策講習会の実施等の支援を行い、派遣体制のさらなる整備を行います。

### ウ 市職員に対する手話研修の実施

- ・きこえない人への理解を深め、手話で対応ができる市職員を増やすために、研修を実施します。

#### エ 福祉避難所等の情報保障

- ・災害担当部局と連携し、福祉避難所の整備や情報保障を行います。
- ・『聴覚障害者用情報受信装置』(※7)等を設置し、環境を整備します。

※4. 公的機関に常勤する手話通訳者(士)

※5. 市に登録している手話通訳者(士)

※6. 厚生労働大臣公認の試験『手話通訳技能認定試験』に合格した者。

R6.1末時点で4,075名(全国)が登録されている。

※7. 聴覚障害者向けの「目で聴くテレビ(手話など字幕のオリジナル番組)」専用受信器。

### (3) きこえない人の交流支援

#### ア 地域との関わり支援

- ・きこえない人が地域で孤立することがないように、家庭訪問等を行い、きこえない人の困りごとや地域生活を支援します。

#### イ きこえない人の学びの場を支援

- ・学習会を開催し、さまざまな情報にふれる機会をつくります。

#### ウ きこえない人が交流できる居場所づくりを支援

- ・市内施設を利用し、きこえない人が交流できる居場所づくりを支援します。

## 資料編

### 1 加西市における聴覚障がい者数

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
聴覚障がい者数	139	144	137	130	129
身体障害者手帳 交付者数	1,963	1,917	1,862	1,776	1721
市人口	43,877	43,252	42,494	42,093	41,928

※各数字は年度末現在

### 2 手話通訳者派遣件数（個人依頼）

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
公的機関	0	6	2	5	3
医療機関	43	41	130	71	80
教育機関	2	0	0	1	0
その他	39	19	23	22	50
合計	84	66	155	99	133



### 3 要約筆記者派遣件数（個人依頼）

（単位：件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
公的機関	0	0	0	0	0
医療機関	0	0	0	0	0
教育機関	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	0	0

### 4 手話通訳・要約筆記者派遣件数（情報配慮）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
依頼件数 （件）	13	16	13	15	19
手話通訳者数 （人）	39	45	37	45	53
要約筆記者数 （人）	18	8	22	23	19

### 5 加西市における登録手話通訳者・要約筆記者数

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
手話通訳者	5	5	6	8	8
要約筆記者	0	1	1	1	4

## 6 手話奉仕員養成講座受講者数

(単位：人)

令和元年度 基礎課程 (2年目)	令和2年度 入門課程 (1年目)	令和3年度 基礎課程 (2年目)	令和4年度 入門課程 (1年目)	令和5年度 入門・基礎課程
17	14	11	7	20

## 7 北播磨意思疎通支援協会主催講座

(単位：回)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳	(通訳Ⅰ) 36 (通訳Ⅱ) 34	(通訳Ⅱ) 34 (ステップ) 20	(通訳Ⅰ) 36 (通訳Ⅲ) 11	(通訳Ⅱ) 34 (ステップ) 10	(通訳Ⅰ) 36 (スキルアップ) 11
要約筆記	未開催	未開催	31	30	(ステップ) 6 (啓発) 6

## 8 職員研修

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数 (回)	0	2	1	1	1
参加数 (人)	0	28	10	8	15

※令和元年度は新型コロナウイルスの影響により開催無し

## 9 手話学習 (学校や団体等からの依頼)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
回数 (回)	5	3	5	6	7
参加数 (人)	128	71	135	180	116

# 10 加西市障害者基本計画アンケート

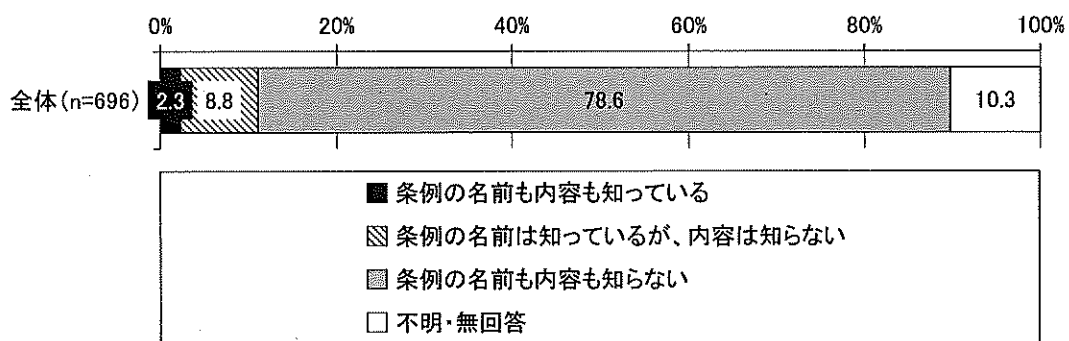
※加西市障害者基本計画・第7期加西市障害福祉計画及び第3期加西市障害児福祉計画策定時に実施したアンケートより抜粋。

## (1) 手帳所持者向けアンケート（回答数 767 件 / 1,500 件）（※）

ア あなたは、相手とコミュニケーションをとるときや必要な情報を入手する際、特に困難を感じるのはどのようなときですか。（複数回答）

単位：%		飲食店を利用するとき	銀行を利用するとき	旅行をするとき	スポーツやレクリエーションに参加するとき	仕事をするとき	初めて行くところに出かけるとき	病院にかかったとき	買い物をするとき	家を探すとき	市役所など、公共機関を利用するとき	その他	不明・無回答
全体(n=696)		7.6	7.0	8.5	4.9	9.3	26.0	23.1	9.8	5.0	13.9	12.6	34.3
所持手帳	身体(n=420)	5.5	6.2	5.5	3.3	4.3	18.3	22.9	6.9	3.1	11.4	13.8	41.4
	療育(n=170)	15.3	10.0	15.3	8.8	15.3	40.0	27.6	18.2	7.1	13.5	11.2	21.8
	精神(n=156)	7.7	8.3	9.6	5.8	21.2	31.4	24.4	9.0	12.2	23.7	9.0	24.4

イ 平成28年10月に「加西市手話言語条例」が施行されたことを知っていますか。（単数回答）



ウ 地震や台風などの災害が発生し、避難する状況となったときに、特に何が必要だと思いますか。(3つまで回答)

単位：%		避難情報の伝わる連絡体制が整備されている	緊急時に避難を介助してくれる人の確保	障害者に対する配慮した福祉避難所	障がいのある人や高齢者に対する体制の整備	人工透析や在宅酸素などの専門的な医療を受けるための体制	医薬品、車いす等の提供	手話通訳やガイドヘルパー等の確保	避難所生活においてプライバシーを守る対策	避難所生活のための医師、看護師等の確保	特になし	その他	不明・無回答
全体(n=696)		39.5	35.5	36.5	8.0	15.1	3.0	21.7	31.3	10.3	3.4	6.2	
所持手帳	身体(n=420)	35.5	35.5	35.2	11.7	16.2	3.3	16.4	35.7	10.0	3.3	7.4	
	療育(n=170)	35.9	44.7	44.1	2.4	13.5	2.4	29.4	19.4	12.9	2.4	3.5	
	精神(n=156)	45.5	32.7	42.3	4.5	17.9	1.9	25.6	30.8	7.1	4.5	3.8	

エ 火事、台風や地震などが起こったとき、障がいがあることで困ること、心配なことはありますか。(複数回答)

	全体 (N=767)	身体 (N=459)	療育 (N=216)	精神 (N=170)
治療が受けられない、薬がもらえない、医療的ケアが受けられない	44.3	43.4	33.3	57.6
補装具(車いす、補聴器、白杖、義足など)が使用しづらくなる	10.0	14.8	6.0	4.1
補装具(車いす、補聴器、白杖、義足など)や日常生活用具を手に入れにくくなる	9.1	13.7	5.6	5.3
救助を求めることができない	16.9	14.8	26.4	12.9
避難所で過ごすことが不安	48.6	41.8	59.3	54.7
安全なところまで、すばやく避難することができない	37.7	41.6	38.0	27.1
被害状況、避難場所などの情報が手に入れない	16.7	14.2	23.1	16.5
周囲とコミュニケーションがとれない	25.9	14.2	47.2	28.8
福祉サービスが受けられない	10.8	8.7	16.7	12.4
その他	1.4	1.1	1.9	1.8
特になし	13.7	15.0	13.4	7.1
不明・無回答	6.8	8.9	4.6	8.2

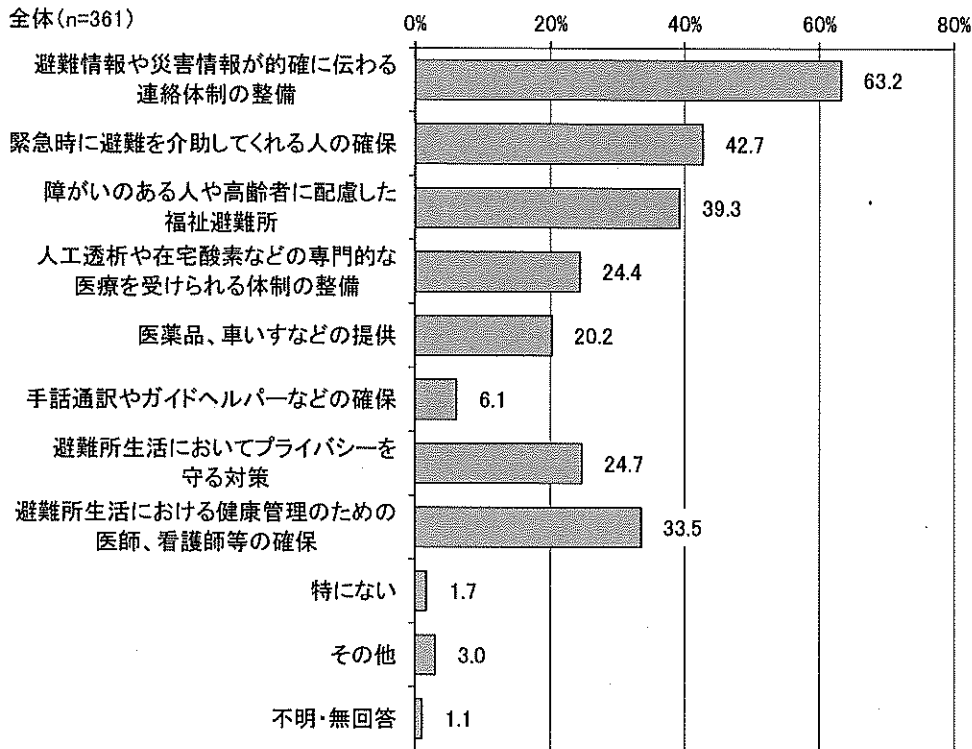
※身体・・・身体障害者手帳所持者

療育・・・療育手帳所持者

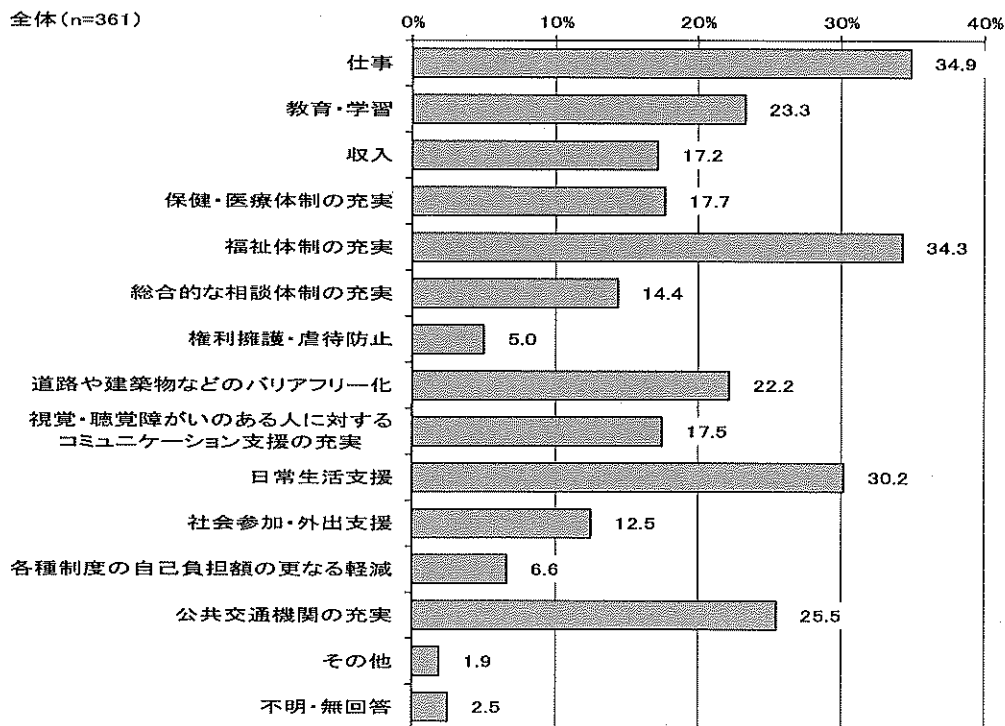
精神・・・精神障害者保健福祉手帳所持者

(2) 一般向けアンケート (回答数 469 件 / 1,000 件)

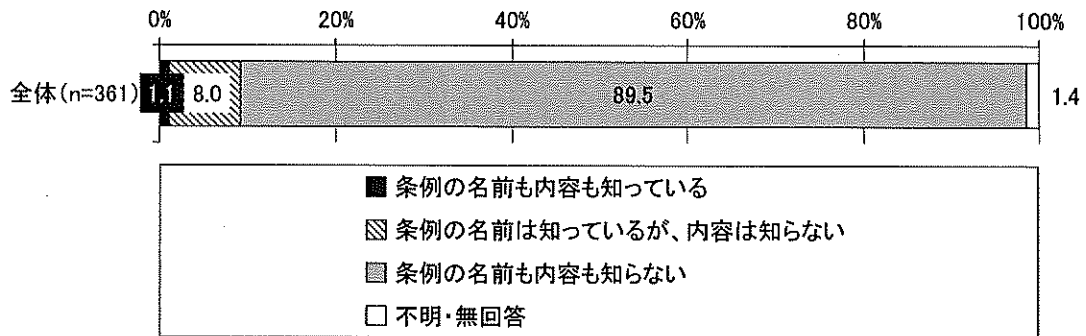
ア あなたは、障がいのある人に対して特にどんな支援や活動をしたいですか。  
(3つまで回答)



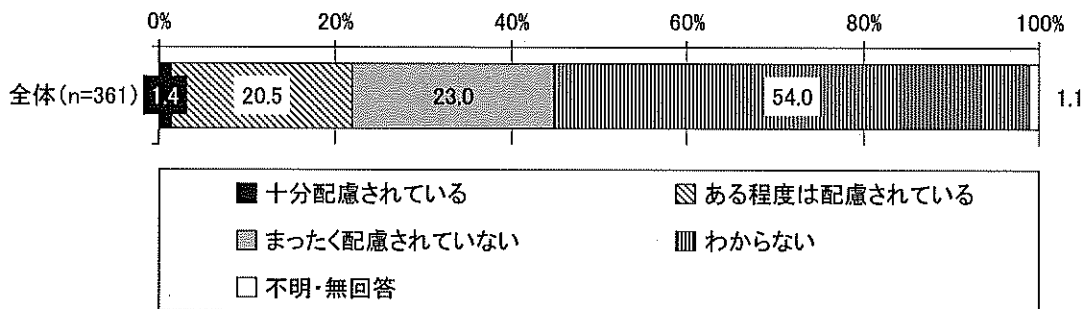
イ 加西市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちになるには、次のうち特  
どの分野に重点的に取り組むことが必要だと思いますか。(3つまで回答)



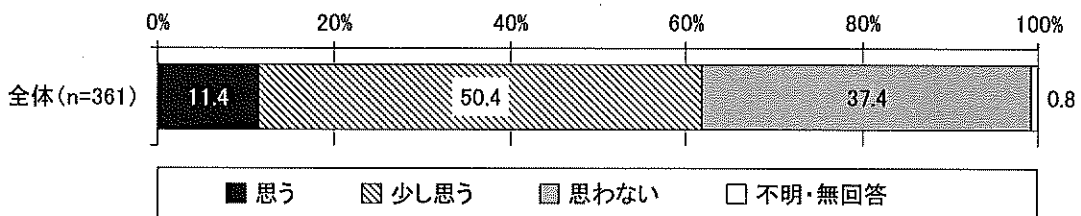
ウ 平成28年10月に加西市手話言語条例が施行されたことを知っていますか。  
 (単数回答)



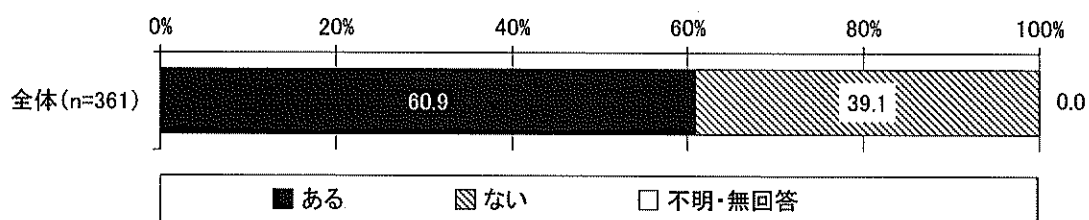
エ あなたの住む地域や職場において、ろう者に対してコミュニケーション上の配慮（手話、筆談、字幕など音声以外のコミュニケーション対応）があると感じていますか。(単数回答)



オ 手話を学習してみたいと思いますか。(単数回答)



カ 障がいのある人と気軽に話したり、障がいのある人の手助けをした経験の有無



## 1 1 計画策定の経過

計画の策定にあたっては、第3期加西市手話施策推進計画策定委員会において検討を進めました。

月 日	会議名等
令和 6年 2月 1日	第1回 第3期加西市手話施策推進計画策定委員会 (計画の見直し等について検討)
2月 28日	第2回 第3期加西市手話施策推進計画策定委員会 (計画案について検討)
3月 1日	計画案に関するパブリックコメントの実施 (3月25日まで)
3月 28日	第3回 第3期加西市手話施策推進計画策定委員会 (計画案について最終検討)

## 1 2 第3期加西市手話施策推進計画策定委員会委員名簿

氏名	所属等	備考
小林 泉	兵庫県聴覚障害者協会 副理事長	
松本 武彦	加西聴覚障害者協会 会長	副会長
常峰 民子	加西聴覚障害者協会	
岩本 治也	加西市手話通訳者連絡会 会長	会長
藤原 小夜子	加西市民生委員児童委員協議会 副会長	
奥隅 一博	加西市社会福祉協議会 事務局長	
森井 和喜	加西商工会議所 事務局長	
小坂 卓司	加西市教育委員会 学校教育課課長	